

消費税等の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の概要について

1. 目的

消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引上げとなるため、消費税等を含む使用料等の額を改定するもの

2. 使用料等の改定

(1) 使用料等の算定方法の原則

消費税等の転嫁前の使用料等の額に1.08を乗じる。(10円未満切捨て)

(2) 改定を行わないもの

駐車場の自動精算機に係る使用料については、システム改修に多額の経費がかかるため改定を行わない。

3. 施行期日 平成26年4月1日

4. 経過措置

次の場合は、改正前の使用料等による。

- ・ 施行日前の使用等に対する使用料等
- ・ 施行日以後の使用等に対する使用料等で、施行日前に使用料等の納入通知書を発行したもの

(参考)

消費税・地方消費税の税率の改正

改正前	5% ( 消費税 4 % 地方消費税 1 %)
改正後	8% ( 消費税 6.3 % 地方消費税 1.7 %)